



お知らせ

1. 4月より 「同一労働同一賃金」スタート

正社員とパートや有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。事業主はパート労働者等から、正社員との待遇の違いやその理由を求められた場合は、説明をしなければなりません。待遇に違いがある場合は、あらかじめ理由を文書でまとめておきましょう。（厚労省HPの「同一労働同一賃金特集ページ」内のモデル説明文書を活用するのがおすすめです）

2. 4月より 70歳までの就業確保が努力義務へ

定年を65歳以上70歳未満に定めている、または65歳までの継続雇用制度を導入している事業主は

①～⑤のいずれかの措置を講じるよう努めなければなりません。

①70歳までの定年引上げ ②定年制の廃止 ③70歳までの継続雇用制度の導入 ④70歳までの業務委託契約の制度の導入 ⑤70歳まで事業主が実施する社会貢献事業に従事できる制度の導入

3. 健康保険・介護保険 料率の決定 ※雇用保険料は変更なし

3月分（4月支給の給与）より社会保険料が改定されました。
静岡県は右記の通りです。

健康保険	9.73%	→	9.72%	(0.01%↓)
介護保険	1.79%	→	1.80%	(0.01%↑)

雇用保険料率は令和2年から変更ありません。

（労働者負担一般 0.03%、農林水産・清酒製造・建築 0.04%）

4. 3月より 障害者の法定雇用料率引き上げ

現行の2.2%から2.3%に引き上げになります。常時雇用している労働者が43.5人以上の事業主は6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告する義務があります。

5. 届出・申請書類の署名・押印不要

令和2年12月の省令改正により、労働保険・健康保険・年金保険の届出・申請書類は、一部を除き署名、押印の省略が可能となりました。作成する際に各届出・申請書類をご確認ください。

6. 3月を過ぎたら労働保険料の申告の準備を

労働保険では、4月から翌年3月までの一年度に従業員に支払った賃金総額をもとに労災保険料、雇用保険料を算出し、年度更新で申告をして保険料の精算をします。

申告は例年6月からスタートですが、3月分の給与を支払ったら、早めに準備を進めましょう。

7. 4・5・6月の給与で社会保険料が決まります

社会保険では4、5、6月に支払った給与の総支給額を算定基礎届で申告し、3カ月間の平均から健康保険・介護保険・厚生年金保険の保険料が決定します。この保険料はその年の9月分から反映され、基本給などの固定給の変更が無ければ1年間継続します。

社員が入社した際の手続き



新入社員が入ったら以下の書類を取り付けましょう。

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| □雇用契約書 | 労働条件を明示し社員の押印をもらう。 |
| □扶養控除申告書 | 他社が主で自社が副業でない限り全員に書いてもらう。 |
| □マイナンバーカード又は通知書コピー | 本人と扶養に入る人（配偶者+子ども等）の分。 |
| □年金手帳のコピー | 本人と扶養に入る配偶者の分。 |
| □前職の源泉徴収票 | 今年の1月以降に前職の収入がある場合 |
| □雇用保険被保険者証 | 雇用保険に加入する人で過去に加入履歴がある場合 |

※週の所定労働時間が20時間以上ある方は雇用保険に、さらに1カ月の所定労働日数と1週間の所定労働時間が正社員の4分の3以上ある方は社会保険に加入が必要です。

割増賃金の計算方法

労働基準法では、1週40時間、1日8時間（休憩時間を除く）を超え、または週1日の法定休日に働かせる場合は、36協定を締結し、労基署へ届け出ること、そして割増賃金を支払うことが定められています。

さらに割増賃金を計算する際、基本給に加え『①家族手当②通勤手当③別居手当④子女教育手当⑤住宅手当⑥臨時に支払われた賃金⑦一ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金』以外の手当は、すべて計算の基礎に含めなければいけません。

労働内容	割増率	割増賃金になる労働時間
時間外労働	2割5分	1週40時間、1日8時間を超えて働いた時間
休日労働	3割5分	週1日の法定休日に働いた時間
深夜労働	2割5分	22:00～翌5:00までの間に働いた時間



ポイント！

法定休日が日曜日の場合、月～土曜まで出勤した週の土曜に係る割増賃金は2割5分増でOK

曜日	月	火	水	木	金	土	日
労働時間	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	5時間	5時間
割増率						2割5分	3割5分

Q：さて、問題です。

下記の条件で「平日の9:00～23:00まで勤務した場合の割増賃金」はいくらになるでしょうか？

- ★所定労働時間が9:00～18:00（休憩1時間）の8時間、法定休日が日曜日
- ★月の所定労働時間が170時間
- ★基本給：200,000円 家族手当：5,000円 皆勤手当：10,000円

A：18:00～22:00の4時間を時間外労働として2割5分増

22:00～23:00の1時間を時間外労働の2割5分と深夜労働の2割5分を合算して5割増

基本給 200,000 210,000円 ÷ 170時間 = 1,235円

(月の所定労働時間)

皆勤 10,000 1,235円 × 4時間 × 1.25 (時間外労働) = 6,175円

小計 210,000 1,235円 × 1時間 × 1.5 (深夜労働) = 1,853円

時間外労働の割増賃金 計 8,028円

家族手当は除く

